

マイナちゃんおしえて

証明書コンビニ交付Q&A
第1回 証明書コンビニ交付サービス

市では、12月1日(金)からマイナンバーカードを使った証明書コンビニ交付を開始予定です。そこで、コンビニ交付についての疑問にマイナちゃんがお答えします。



マイナちゃん

Q 取得できる証明書の種類は？

A 次の証明書が取得できます。

▼住所が青梅市の場合

- ①住民票の写し
②印鑑登録証明書
③課税証明書・非課税証明書

▼本籍地が青梅市の場合

- ④戸籍全部・個人事項証明書
⑤戸籍の附票の写し

Q このコンビニでも、いつでも証明書が取得できるの？

A 全国のマルチコピー機のある主要なコンビニエンスストアで、毎日午前6時30分～午後11時に取得できます。ただし、戸籍証明書等の取得は、平日の午前8時30分～午後5時です。

※年末年始やメンテナンスで使用できない場合があります。

Q コンビニ交付を利用するときに必要なものは？

A マイナンバーカードと、受け取る際に登録した4桁の数字の暗証番号(利用者証明用電子証明書)、各種証明書の手数料が必要になります。

問い合わせ 市民課住民記録係



臨時福祉給付金(経済対策分)の申請受付が終了します

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請受付が6月30日(消印)で終了します。7月1日以降の受付は原則できなくなりますので、対象と思われる方は、早めの申請をお願いします。支給対象者 基準日(平成28年1月1日)に、青梅市に住民票のある方で、28年度市民税・都民税が非課税の方

「災害時における量の提供に関する協定」および「避難標識設置に関する協定」を締結しました

市では、地震や風水害などの災害発生時に備え、避難体制の整備等の対策を行っています。4月27日に「5日で5千枚の約束。プロジェクト実行委員会」と「災害時における量の提供に関する協定」を、「NPO法人都市環境標識協会」(株)有明電装と「避難標識設置に関する協定」の締結式を行いました。

災害時における量の提供に関する協定
5日で5千枚の約束。プロジェクト実行委員会は、災害時の避難所に新しい畳を迅速に届け、避難所生活の厳しさを少しでも和らげることを目的とした、全国の畳店によるネットワーク

避難標識設置に関する協定
NPO法人都市環境標識協会および(株)有明電装との協定は、協賛者からの協賛金を原資とし、市の負担がなく災害時の避難場所を案内する避難標識が設置できるもので、災害時の確実な避難行動につながることを期待できます。

問い合わせ 防災課



災害時における量の提供に関する協定締結式 左から5日で5千枚の約束。プロジェクト実行委員会 岡田暁夫関東地区委員長、浜中市長



避難標識設置に関する協定締結式 左から(株)有明電装 黒田睦生代表取締役、浜中市長、NPO法人都市環境標識協会 小関長一郎代表理事

お住まいの方は、青梅市で申請を受け付けできる場合がありますので、臨時福祉給付金担当へご相談ください。※ご自身を扶養している方が課税されている場合および基準日において次の方は、対象となりません。

- ①生活保護制度の被保護者
②中国残留邦人等に対する支援給付の受給者
③国立ハンセン病療養所等入所者家族生活支援費の受給者
④国立ハンセン病療養所非入所者給付金(援護加算分)の受給者

支給額 支給対象者1人につき1万5千円(1回のみ)
その他
▽申請書を紛失した場合等再発行ができません。

▽申請後の審査により対象とならない場合があります。
問い合わせ
▽申請書について：市臨時福祉給付金担当
▽制度の概要について：厚生労働省専用ダイヤル ☎0570・037・192

サギ行為にご注意ください
臨時福祉給付金等の手続きで、市役所などからATM(現金自動受払機)の操作をお願いすることは絶対ありません。

新築・増築の調査に伺います

新築・増築をした方は資産税課へご連絡をお願いします。

市では、新築または増築をした家屋(住宅、店舗、工場、車庫、物置等)の調査を行っています。この調査は、平成30年度固定資産税・都市計画税の税額を算定するため、調査員が家屋の外部・内部・設備等を調査するもので、29年中に新築・増築をしたすべての家屋が対象となります。

小規模な増築などで建築確認を申請していない場合は、ご連絡ください。
問い合わせ 資産税課家屋係

家屋を取り壊したらご連絡をお願いします。

市営住宅「あき室」入居者募集

市営住宅「あき室」への入居者の募集は、現在入居可能な空き室について、入居資格者を決定するものです。

- ◆募集予定戸数 表1のとおり
◆住宅使用料月額 7千900円から6万6千円で、入居する住宅世帯の所得により決定します。
◆申込者の資格
①市内に3か月以上居住している成年者であること。外国人については1年以上居住している成年者
②同居または同居しようとする親族がいること。ただし、一般世帯向け単身可住宅は、60歳以上の方
③世帯の所得が、表2の所得基準内であること
④詳細は「申込みのしおり」をご覧ください。

◆申し込みの注意
①住宅の階数などの指定はできません。
②住宅内で事業を営むことはできません。
③世帯を不自然に分割または合併した方は申し込みができません。
④申し込みにおいて虚偽事実が判明したときは、一切の資格を無効とします。

◆申込方法
受付期間内に、直接または郵送で〒198-8701青梅市住宅課住宅係へ

◆申込書・しおりの配布
申込書・しおりの配布
6月15日(木)、16日(金)午前8時30分～午後5時15分：住宅課(市役所5階)
17日(土) 午前8時30分～午後5時：宿直室(市役所1階)
※申込書・しおりの配布のみ
▽18日(日) 午前8時30分～午後5時：休日夜間入り口(市役所1階)
▽19日(月)～21日(水) 午前8時30分～午後5時15分：住宅課
▽22日(木) 午前8時30分～午後5時：住宅課、午後5時～8時：101会議室(市役所1階)

◆お問い合わせ 住宅課住宅係

表1 募集予定戸数表

Table with columns: 一般世帯向け, 住宅, 住所, タイプ, 戸数, 単身. Includes rows for日向和田, 駒木, 友田, 畑中第1, 大門第5, 大門第6, 長淵第4, 富岡第1, 富岡第2, 裏宿, 子育てファミリー世帯向け, 住宅, 吹上.

表2 所得基準表 (単位:円)

Table with columns: 家族数, 所得金額 (一般世帯, 高齢者等世帯). Rows for 1, 2, 3, 4, 5 people.

※所得金額は家族全員の所得を合算してください。